

保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育

—倫理綱領作成演習からの考察—

杉野 寿子

Social Work Education in the Hoikushi (Nursery School Teachers') Training Program
—Consideration from the Seminar on Making Ethical Standards—

Hisako SUGINO

【要 旨】

近年の子どもを取りまく環境の変化にともない、保育士の資質や専門性の向上がさらに求められるようになり、保育士がソーシャルワーク技術を身につけることの必要性が高まっている。そこで、保育士養成の課程において、実際に保育士をめざし学んでいる学生はソーシャルワークに近い感覚をどれだけ認識しているのかを、学生自らが表現する「私たちの倫理綱領」作成演習を通して考察した。その結果、保育士養成課程で保育士をめざす学生にとっては、まずは子どもに直接関わる成長や発達に最も関心が高く、そのことについての倫理基準の記述が圧倒的に多いことが確認できた。いわゆるケアワークとしての倫理基準が多数を占めた。一方、アドボケート機能、コミュニティワークやソーシャルアクションとしての地域の子育て支援についての記述は非常に少なく、これからの保育士養成課程において強調していく必要があるといえる。

【キーワード】

保育士養成、ソーシャルワーク、倫理綱領

1. はじめに

近年、社会の変化にともなう子どもの生活の変化、子育て環境の変化、子ども・家庭問題の多様化・複雑化に対応するため、保育におけるソーシャルワークの必要性が高まっている。このことは、「児童ソーシャルワーク」、「保育ソーシャルワーク」、「子どもソーシャルワーク」などの名称を用いながら、複数の研究者ら

が論じている。しかし、その定義は必ずしも一定ではない。井上は「保育士が行うソーシャルワーク活動」がどのようなものとして捉えられているのかについてレビューを行い、その結果、主にケースワーク、グループワーク、コミュニティワークとして捉えられており、コミュニティワークは現状適応を志向するものと現状変革を志向するものの2通りの存在が明らかになったとしている¹⁾。土田は保育所におけるソーシャルワークについて、各論者の見解に

ついてレビューし、論点の相違について「A：ケアワークをソーシャルワークの一部として捉えるか、別の専門性として捉えるか、B：現状の保育士の職務から専門性を抽出するか、保育士の本来実施すべき職務（現状では実施できていなくとも）から専門性を構築するか、という2点に由来する」としたうえで、「保育所ワーカーがエコロジカル・パースペクティブ²⁾を獲得することで、保育所におけるソーシャルワーク技術について認識し、子育て支援における保育所の独自の機能を明確にすることができる」と、エコロジカル・パースペクティブに基づく保育所での支援の必要性を強調している³⁾。

厚生労働省も「保育所保育指針解説書」⁴⁾の中で、「ソーシャルワークの原理(態度)、知識、技術等への理解を深めた上で、援助を展開することが必要」と明記しており、「子どもが環境との相互作用によって成長・発達していくことを基本的に理解し、子どもの状況により様々に変化していくなど応答性のある環境にしていくことが重要」とも掲げ、エコロジカル・パースペクティブと理解できる記述もある。また、2003年の「社会連帯による次世代育成支援に向けて」⁵⁾においても、「保育所等におけるソーシャルワーク機能の強化」を明記しているように、今や保育士に求められるものは、乳幼児の発達を支援するための役割だけでなく、「子どもの最善の利益の尊重」⁶⁾のためには、保育所内に限定した保育実践だけでは到底不十分といえる。ケアワークやソーシャルワークを担っていく保育士は、その職務にあたり、多くの責任ある決断を自らが下していかなければならず、実際に子どもの発達、子どもの育つ社会的背景、子どもや大人の間関係についての広い知識を有する専門職なのである⁷⁾。

近年の子どもを取りまく環境の著しい変化のなか、2001年には児童福祉法も一部改正され、保育士は国家資格となり、保育士の資質や専門性の向上がさらに求められるようになっていく。保育士の専門性が問われている一方で、近年の保育需要の拡大に伴い、保育士養成施設は年々増加しており⁸⁾、保育士養成における課題

も少なくない。現在の新保育士養成課程は、2008年の「保育所保育指針」の改定を受け、2011年4月にスタートしたばかりである。

今回の保育士養成課程での改正内容では、2年生の課程を基本としながらも、「保育相談支援」「児童家庭福祉」「社会的養護」「相談援助」「家庭支援論」等の教科目の新設・名称変更に見られるように、保育士のソーシャルワーク的力量をより向上させることなどが志向されている⁹⁾。

そこで本稿では、これからますます保育士にソーシャルワークのスキルが求められていくなかで、保育士養成の課程において、実際に保育士をめざし学んでいる学生はソーシャルワークに近い感覚をどれだけ認識しているのかを、学生自らが表現した「私たちの倫理綱領」を作成した演習を通して考察してみたい。

2. 「全国保育士会倫理綱領」にみるソーシャルワーク

本稿では、学生が作成した「私たちの倫理綱領」と全国保育士会が2003年に策定した「全国保育士会倫理綱領」と比較しながらソーシャルワークの視点について考察するが、ここで「全国保育士会倫理綱領」について改めて記しておく。「全国保育士倫理綱領」は、前文と8つの条文から構成されており、前文では「子どもの育ちを支える」、「保護者の子育てを支える」、「子どもと子育てにやさしい社会をつくる」ことが謳われている。倫理基準である条文1から条文8は、[1. 子どもの最善の利益の尊重 2. 子どもの発達保障 3. 保護者との協力 4. プライバシーの保護 5. チームワークと自己評価 6. 利用者の代弁 7. 地域の子育て支援 8. 専門職としての責務]と示されている。8つの倫理基準のうち第2条は、目の前の子どもの成長のために発達支援を行っていくことを主とする条項で、いわゆる従来の保育士の役割として最も期待されてきたことと考えられる。第1条および第3条から第8条までは、人と環境の相互作用に関するもの、人権の尊重、最良な実践を

行うための責務、アドボケイト、地域への働きかけの視点が含まれ、ソーシャルワークの価値倫理に近いものであると判断できよう。

そこで、次に紹介する「私たちの倫理綱領」は、「全国保育士会倫理綱領」の倫理基準のどの部分に分布するかを検討し、ソーシャルワークの視点について考察する。

3. 倫理綱領作成演習の概要

(1) 演習の目的と対象

保育士養成課程における受講生（A 短大保育科2年生）を対象に、保育士という対人援助の専門職として何を大切に、どんな行動規範で職責を全うしていくのかということ、自分の言葉で表現することによって、保育士となる自分自身への期待や自己肯定観を向上するとともに、保育士の専門性の認識を深めることを目的に、そして約1年半から2年間の保育士養成課程の集大成の一つとして、自らが倫理綱領を作成する演習を行った。

演習を実施した時期については、2008年度は7月に、2009年度および2010年度は12月に実施した。各回とも、6～8人でのグループワーク形式で行ったが、参加者総数は162名（2008年度66人、2009年度45人、2010年度51人）で、グループ数は24（各年度とも8グループ）である。

なお、この倫理綱領作成演習は、筆者がかつてB県で介護支援専門員専門研修にて実施した「倫理綱領作成演習」の内容を基に、保育士養成のための倫理綱領作成演習に応用したものである¹⁰⁾。

(2) 演習の実際

自分自身が保育士として大切にしていきたいこと、遵守していきたいこと、子どもたちや周囲に対して願っていることなどを、「私たちの倫理綱領」として作成したが、具体的には以下のような手順で行った。

1) 倫理綱領への理解

演習に参加した学生らは、すでに1年次から「保育士の倫理綱領」については幾度も授

業で触れているため、倫理綱領の意味については概ね理解していることを前提に、ここで改めて「倫理」「価値」とは何か、そして「倫理綱領」とは何かについて理解してもらう働きかけを行う。その方法は、まず筆者が用意した保育に関する事例を読みあう。これは、テキストや新聞に掲載されている事例を題材とする。そこで、事例に出てくる子どもには今何が必要なのか、自分が事例の中の保育士であったなら何を大事にしたいかなど、個々に自分の思いや願いを感じてもらう。

次に小山の「福祉専門職に求められる倫理とその明文化¹¹⁾」の一部を紹介し、改めて価値や倫理の意味を確認しあう。特にこの文献中の以下の部分の引用とその後の筆者の解説で、学生の理解は徐々に深まっている傾向にある。

「例えば、命に関わる専門職である医師を例に挙げるならば、極端な例を挙げれば、医師にとっての知識や技術は殺人にも利用できるのではないだろうか。しかし、全ての医師は『人の命を守りたい、患者の健康を増進し、苦痛を軽減したい』といった強い『願い』をもつ。そしてそのことを患者は信じていることができるからこそ、医療関係は成立する。（中略）これらのことは医師に限らない。弁護士であろうが、福祉専門職であろうが、それぞれの専門職なりの『目標』『願い』をもつ。この各専門職が大切にしている、信念の体系というべきものを『価値』という。」

「そして、価値を実現するための具体的な行動に関わる規範を『専門職倫理』と呼ぶ。

（中略）『知識』『技術』そのものは、善悪も悪用もされうる。歯止めになるのは知識や技術ではない。例えば、『児童虐待をしてはいけない』という『知識』が児童虐待をさせないのではない。児童の幸福を願う強い『願い』、『子どもの人権を尊重し対等な人間として接する必要がある』という『意志』が、福祉専門職としての知識や技術を行使させるのである。」

価値と倫理、それを明文化し守るべき行動

規範の集成となる倫理綱領について、丁寧に理解する過程を大事にしながら、次のステップにつなげていく。

2) 個人ワーク (10個以上の項目書き)

どんな小さなことでも構わないので、自分自身が保育士という専門職として大切にしたいこと、心がけたいこと、守りたいこと、願いなど、思いつくものすべてを付箋紙に書く。付箋紙1枚につき1項目だけを書き、ひとり10枚以上書く。

3) グループワーク I (KJ法によるカテゴリー化とキーワード抽出)

くじで6~8人ずつのグループ分けを行う。グループ内で、各メンバーが一人ひとり、それぞれの付箋紙に書いた内容を紹介しあい、KJ法を用いて同じもしくは似た付箋紙を集め、いくつかの集まりを作る(カテゴリー化)。それぞれのカテゴリーにキーワードをつける(キーワード抽出)。出来上がった複数のカテゴリーには、優先順位をつける。この作業には模造紙 I を使用する。

【写真1】あるグループの模造紙 I (カテゴリー化)

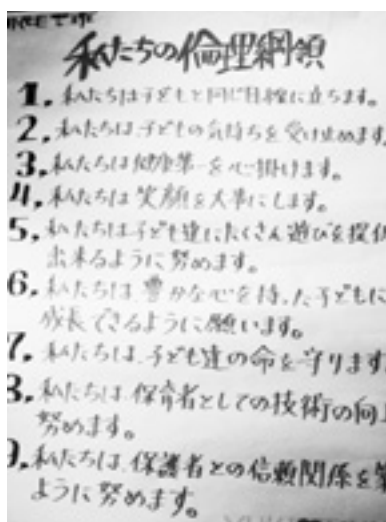


4) グループワーク II (倫理綱領の文章化)

優先順位に従い、カテゴリーに付けたタイトルやキーワードをもとに倫理綱領文を作成する。文章の初めは基本的に「私たちは」とする。例えば、「私たちは〇〇を大切にします。」「私たちは〇〇を守ります。」「私たちは

〇〇を願います。」のような文章を作り、その一文にはグループメンバーで考えを出し合った大切なタイトルやキーワードが盛り込まれながら、自らの思いを表現していく。最後に、模造紙 II に優先順位に沿って各文章を書き並べる。模造紙 II にできあがったものが「私たちの倫理綱領」となる。

【写真2】あるグループの模造紙 II (倫理綱領の文章化)



5) 発表

各グループが完成した「私たちの倫理綱領」を発表しあう。発表方法は特に指示しないが、多少工夫を凝らすよう促し発表してもらうことで、オリジナルの倫理綱領ができたことの達成感とともに、自分たちで作った倫理

【写真3】あるグループの発表風景



綱領に対する愛着が増すことが多い。

6) ふりかえり

全グループの発表終了後には感想を述べあい、互いの倫理綱領を認めあい、自分たちの倫理綱領にはなかったものを参考にするなど、全グループの倫理綱領を尊重することを確認しあう。その後、「全国保育士会倫理綱領」を確認し、「私たちの倫理綱領」と比較しながら、今後の自分自身の保育士専門性を見つめなおす機会とする。

4. 倫理綱領作成演習からの考察

(1) カテゴリー化におけるキーワード抽出結果

グループワーク I で抽出されたキーワードについて、3ヵ年24グループ分を集計したところ、総数177、70種類（類似キーワードは集約）となった。その上位5位までを【表1】に示している。24グループのうち17グループ（58%）が、保護者や保育者間の「信頼関係」を挙げている。次に、「環境」と「笑顔」を約半数の11グループが挙げており、次いで「子ども主体・子ども目線」と「健康」が9グループ（38%）で同数となっている。

これら上位5つのキーワードを、「全国保育士会倫理綱領」の前文を除く8つの倫理基準に当てはめると、「信頼関係」は「3. 保護者との協力」と「5. チームワークと自己評価」に該当する。「環境」は各グループでさまざまな内容が含まれていたが、「1. 子どもの最善の利益の尊重」「2. 子どもの発達保障」「3. 保護者との協力」「7. 地域の子育て支援」に該当できる。「笑顔」「健康」は「2. 子どもの発達保障」に捉えることができよう。「子ども主体・子ども目線」は、「1. 子どもの最善の利益の尊重」および「2. 子どもの発達保障」に該当する。

上位5位までのキーワードはのべ57となり、それを除くその他のキーワードはのべ120、65種類である。その65種類のキーワードのほとんどが、子どもの成長や遊び、友だち、安全などに関するもので、「2. 子どもの発達保障」に該

当するものが圧倒的に多かった。

【表1】全24グループが掲げたキーワード
(上位5位まで)

信頼関係（保護者、保育者）	17	58%
環境	11	46%
笑顔	11	46%
子ども主体・子ども目線	9	38%
健康	9	38%

(2) 「私たちの倫理綱領」と「全国保育士会倫理綱領」との比較検討

次に、出来上がった「私たちの倫理綱領」を「全国保育士会倫理綱領」に当てはめて倫理基準分布として結果を出し考察することとする。なお、24グループのうち3グループ分の倫理綱領が回収できなかったため、21グループ分の倫理綱領を分析する。

21グループには複数の倫理綱領の文章があり、その総数は204、平均すると1グループ9.7となる。そこで、この204の文章を「全国保育士会倫理綱領」の前文を除く8つの倫理基準に当てはめ、どこに分布するかを分析した。この倫理基準の分布にあたっては、「改訂版全国保育士会倫理綱領ガイドブック」¹²⁾に掲載されている各条文の解説を参照した。その結果が表1である。一つの文章のなかに、複数の倫理基準が含まれているものは、複数にカウントしている。複数該当の文章は最多のもので3つの倫理基準に該当している。また、8つの倫理基準に当てはまらないものや、解釈の仕方によっては8つすべてに当てはまりそうなものは、その他に分類した。

その結果、表2からもわかるように、「2. 子どもの発達保障」が6割強で最も多く、次いで「1. 子どもの最善の利益の尊重」が3割となる。この二つだけで全体の約8割を占めることとなる。次に多いのが「3. 保護者との協力」だが約1割にとどまり、4以下の倫理基準については少数であった。

【表3】は、各グループの上位3位までの倫理基準を表している。表2の結果とほぼ類似した

結果に見えるものの、「1. 子どもの最善の利益の尊重」については、表2に比べ表3のほうがかなり高くなっていることから、どのグループも上位に位置づけていたことが分かる。「2. 子どもの発達保障」は、どのグループも数多く文章として表現し、倫理綱領全体のなかで優先順位にかかわらず万遍なく取り入れているのに対し、「1. 子どもの最善の利益」については、同様に多く取り入れているものの、特に重要テーマとして捉えているといえよう。優先順位1位だけに注目すると、21グループ中10グループが「1. 子どもの最善の利益」を、11グループが「2. 子どもの発達保障」としており、ほぼ同数であった。

【表2】「私たちの倫理綱領」全体の倫理基準の分布（総数204、複数該当あり）

1. 子どもの最善の利益の尊重	62	30.4%
2. 子どもの発達保障	131	64.2%
3. 保護者との協力	20	9.8%
4. プライバシーの保護	5	2.5%
5. チームワークと自己評価	7	3.4%
6. 利用者の代弁	1	0.5%
7. 地域の子育て支援	8	3.9%
8. 専門職としての責務	8	3.9%
その他	10	4.9%

【表3】各グループの上位3位までの倫理基準の分布（総数63、複数該当あり）

1. 子どもの最善の利益の尊重	27	42.9%
2. 子どもの発達保障	37	58.7%
3. 保護者との協力	8	12.7%
4. プライバシーの保護	1	1.6%
5. チームワークと自己評価	3	4.8%
6. 利用者の代弁	0	0.0%
7. 地域の子育て支援	2	3.2%
8. 専門職としての責務	1	1.6%
9. その他	1	1.6%

(3) 保育士とソーシャルワーク

抽出されたキーワードと「私たちの倫理綱領」の集計の結果、保育士養成課程で保育士をめざ

す学生にとっては、まずは子どもに直接関わる成長や発達に最も関心が高く、そのことについての倫理基準が圧倒的に多いことが確認できた。

キーワードの上位2番目に位置した「環境」については、前述したように各グループによってその意味するところの相違もあった。子どもの遊びや日々の保育時間における物的環境を整えることや、子ども同士のかかわりなどの意味あいの傾向が強く、エコロジカル・パースペクティブとしての人と環境の相互作用による支援を実践することの強調には至っていない。

保育士とソーシャルワークの関係については、保育士がソーシャルワーカーになることが求められているわけではなく、保育士もある程度のソーシャルワークスキルを身につけることが求められていると考えるが、いったい今保育士に求められるソーシャルワークスキルとは具体的にはどのようなものなのか。「全国保育士会倫理綱領」で言えば、第3条以降の倫理基準をもっと意識していくことではないか。「私たちの倫理綱領」では分布の少なかった部分である。「3. 保護者との協力」については、昨今の子育て支援における保護者への相談支援の必要性などから浸透してきていると思われるが、アドボケートとしての「6. 利用者の代弁」、コミュニティワークやソーシャルアクションとしての「7. 地域の子育て支援」については、これからの保育士養成課程において強調していく必要があると考える。そして、「全国保育士会倫理綱領」や「保育所保育指針」の内容において、どの部分にソーシャルワークの知識や技術が活用・発揮できるのかを具体的に説明していくことも必要であろう。保育とソーシャルワークはかけ離れた別のものではなく、ソーシャルワークを取り入れることで保育が生きていき、保育の連続した体系のなかにソーシャルワーク実践が存在する。それが子どもの最善の利益の尊重につながっていくものと思われる。

【表4】あるグループの「私たちの倫理綱領」Ⅰ

キーワード	倫理条項
1. 主体性、子どもへの配慮・援助	1. 私たちは、子どもを主体とした保育をし、適切な援助・配慮をします。
2. 保育者として大切なこと	2. 私たちは、常に子どもの目線に立ち、その子らしさを大切に保育をします。
3. 信頼関係、環境	3. 私たちは、子どもと信頼関係を築き、最良の環境を構成します。
4. 保護者との関係	4. 私たちは、保護者と連携をし、関係を深め、子育て支援に努めます。
5. 安全、健康	5. 私たちは、子どもの健康・安全を守ります。
6. 子どもへの願い	6. 私たちは、子どもが心豊かに育つような保育をします。
7. 笑顔、過ごし方、あいさつ	7. 私たちは、明るい笑顔と元気な挨拶で、子どもが楽しく過ごせるようにします。
8. 地域との関わり	8. 私たちは、地域との交流を密にし、連携を大切にします。
9. 思いやり	9. 私たちは、子どもと一緒に楽しみながら保育をします。

【表5】あるグループの「私たちの倫理綱領」Ⅱ

キーワード	倫理綱領
信頼関係 子どもへの接し方 基礎 遊びの引き出し 笑顔 子どもの目線 平等 状況判断 コミュニケーション 個人情報 地域 人気者 子どもの気持ち 保護者 健康	<p>1. 私たちは、子ども・保護者と信頼関係を築きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの話を親身になり、聞きます。 ○ 子どもの気持ちを受け止め、共感する。 ○ 子どもの存在を認める。 ○ 子どもを愛する気持ちを持つ。 ○ 保育者の考えを押しつけない。 <p>2. 私たちは、笑顔で子どもと接します。</p> <p>3. 私たちは、子どもに平等に接し、子どもを愛することを誓います。</p> <p>4. 私たちは、保育で得た個人情報を外部にもりません。</p> <p>5. 私たちは、地域と連携し、子育てをしやすい環境をつくります。</p> <p>6. 私たちは、子どもが素直に自分の感情を表現することのできる環境づくりに努めます。</p> <p>7. 私たちは、子どもが相手の気持ちを考え行動できるよう育つことを願います。</p> <p>☆ 私たちは、上記のことを大切に、子ども達が元気いっぱい活動でき、楽しく過ごし、“成長する”保育活動を行っていきます。</p>

5. おわりに

本稿では保育士養成課程に限定したソーシャルワーク教育について述べてきたが、近年の子ども事情や子育て環境、幼保一元化の動きなどを鑑みると、幼稚園教諭におけるソーシャルワーク教育に関しても深く検討していくことが必要である。全国の保育士養成施設は583ヶ所（平成21年現在）あり、毎年4万5千人が保育士資格を取得しているが、その約8割は幼稚園教諭免許1種または2種を同時に取得している¹²⁾ことから、幼稚園教諭や保育施設の長を含めた保育に関わる保育支援専門職としてのソーシャルワークをいかにとらえ、保育支援専門職の養成においてどのようにソーシャルワークの手法を取り入れていくのかを深めていくことが不可

欠である。

また、本研究は保育士養成課程に限定してきたが、保育士として保育現場で実践する段階になってからも、引き続き現任研修やスーパービジョンを通じて、スキルの構築が可能となるシステムも必要である。保育士の研修については、任意の参加にとどまっていることも課題といえる。今後の保育士の専門性向上のために、保育士養成期間や養成指導者を含めた資格制度そのものについても今後議論の余地があろう。

【文献および注釈】

¹²⁾ 井上寿美『『ソーシャルワーク』における『ソーシャルワーク』のとらえ方に関する一考察—『保育士が行うソーシャルワーク活動』を中心として』、『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』、2010年、第13

- 号, 127-136頁
- 2) 生態学的視点：個人の問題として捉えるのではなく、環境との関係性としての問題ととらえる視点。人と環境の相互作用を重視する。
 - 3) 土田美世子「エコロジカル・パースペクティブによる保育実践」『ソーシャルワーク研究』2006年, Vol. 31Nov. 4通巻124号, 33-42, 相川書房
 - 4) ¹¹⁾厚生労働省「保育所保育指針解説書」2008年
 - 5) 厚生労働省報告書「社会連帯による次世代育成支援に向けて」2003年
 - 6) 「全国保育士倫理綱領」にて前文のあと最初に登場する倫理基準
 - 7) 北野幸子「ケア・教育・子育て支援を担う保育士養成の実態と課題」『社会福祉学』2009年, 第50巻第1号, 123-133頁, 日本社会福祉学会
 - 8) ¹²⁾厚生労働省保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」2010年3月
 - 9) 伊藤良高・永野典詞・中谷彪編『保育ソーシャルワークのフロンティア』, 2011年, 晃洋書房, 77頁
 - 10) 杉野寿子・福田由起子・西章男「介護支援専門員専門研修における対人個別援助技術演習—倫理綱領作成演習からの考察—」『九州ルーテル学院大学発達心理臨床センター紀要』第6号, 2007年3月
 - 11) 小山 隆「福祉専門職に求められる倫理とその明文化」『月間福祉』2003年9月号, 全国社会福祉協議会出版部
 - 12) 「改訂版全国保育士会倫理綱領ガイドブック」全国保育士会編, 2009年, 全国社会福祉協議会